

鳥取県告示第 715 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーションまちくら	米子市内町122	介護予防訪問介護	平成 19 年 6 月 1 日

2 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字久留 19-1	湯梨浜町地域包括支援センター	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085-1	平成 19 年 6 月 1 日